

## 平成 27 年度研究計画書(公衆衛生研究)

課題名	大学生における飲酒行動に関する実態調査 ～大学生活と問題飲酒との関係性について～
-----	---

### 1. 調査の選定

○山梨県における大学生の飲酒行動に関する基礎的な情報収集を行い、実態把握をするとともに、大学生活と問題飲酒の関係性について検討を行う。

### 2. 対象

○山梨県内に所在地がある大学の学生(3年生～4年生)を対象に実施。※大学院生は除く

### 3. 調査の意義、目的、方法、期間及び個人情報保護の方法

#### (1) 意義

○酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、本人の健康の問題のみならず、重大な社会問題を生じる危険性が高い現状である。特に、若年層における急性アルコール中毒による搬送者は毅然として高い傾向にあり(東京消防庁,2012)、その背景には、大学生や社会人になったばかりの若者が、新人歓迎行事や通過儀礼と称して、非自発的に先輩・同僚に飲酒されるアルコールハラスメントが原因の1つとして考えられ社会問題となっている。また、「イッキ飲み」などの短時間でのアルコール摂取が原因により急性アルコール中毒による死者も毎年発生している状況である。しかし、「健康日本21」のアルコール対策においては、若年層にあたる大学生を焦点に当てた、具体的数値目標は提示されていない。そのような現状で、若年層のアルコール関連問題対策を講じることは急務であると言える。

そのような中で、国は平成 26 年 6 月に「アルコール健康障害対策基本法」を施行し、国・地方公共団体等にアルコール問題対策の策定を努力義務として規定し、国民のアルコール関連問題対策の推進に乗り出した。本法の計画案を協議する第 1 回ワーキンググループ(内閣府,2015)では、若年層(大学生・社会人)に対する対策案も検討されている。

それらを踏まえ、今回、大学生(若年層)におけるライフサイクルが問題飲酒行動とどのような関係性があるのか実態調査を行うとともに、また、アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を用いて、アルコール依存症のハイリスク値との関係性を比較し、今後の都道府県レベルでのアルコール関連問題対策計画の策定段階において、本研究結果が基礎資料の一助となることを本研究の目的とする。

#### (2) 目的

○山梨県における大学生を対象とした、飲酒行動の実態調査を実施して、大学生の飲酒行動の実態と問題及び課題について抽出し、山梨県の若年層におけるアルコール関連問題対策を計画するための基礎資料とすることを目的とする。

#### (3) 方法

○山梨県内の大学において、研究の趣旨に同意を示してくれた大学を対象に下記に示した調査項目を利用して、アンケート調査を実施する。

○アンケートは 31 項目で構成されており、調査時間は 15 分以内で実施することが可能。

○山梨県内に在籍する大学の学部生(3年生～4年生※倫理面への配慮から未成年者は対象外とする)において調査内容の趣旨及び個人情報保護の取扱いに関する説明を実施して同意を得た対象者に調査を依頼する。調査は大学の講義時間前後を利用して、自記式質問紙を用いて集団形式で調査を実施する。

○調査実施場所:山梨県内の大学

○調査分析場所:山梨県立精神保健福祉センター(山梨県甲府市北新 1-2-12)○調査項目

①対象者の基本属性調査(3項目)

②生活習慣に関する調査(6項目)

③ストレス対象について調査(3項目)

④飲酒に関する調査(9項目)

⑤アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)10項目

WHO(世界保健機構)より作成されたアルコールスクリーニングテスト。アルコール依存症や危険飲酒・有害飲酒などを抽出することが出来る。対象者にはテストを実施し、テストスコアと大学生生活の関連性について検討を行う。

(4) 調査期間

○倫理委員会承認日から平成 27 年 12 月 31 日

(5) 個人情報保護の方法

○個人情報保護法に則した運用を実施する(利用する個人情報の種類:①性別②年齢③住まい状況 ※その他個人が特定される項目は除外する)。

#### 4. 期待される利益及び危険等

(6)期待される利益

○本研究を実施することにより、大学生における飲酒行動の実態を把握し、若年層のアルコール関連問題対策を講じる際の基礎資料としての活用が期待される。また、今回の調査結果から、精神保健福祉センターのアルコール関連問題事業のなかで実施されている、中学・高校教育機関へのアルコール乱用防止教室のニーズ調査にも活かすことが期待される。

#### 5. 調査の公表

○山梨県公衆衛生研究発表会における研究発表

○調査紀要の作成及び、各関係機関への送付(※調査対象大学を含む)

○山梨県立精神保健福祉センターホームページへの掲載

#### 6. 倫理面への配慮

○調査用紙には、氏名・住所・在籍大学名などの個人を特定する項目は含まれていないが、山梨県個人情報保護条例の観点から、以下の配慮を施した。

①研究等の研究協力者となる個人の人権擁護

○調査は研究目的で実施され、質問紙調査への参加は本人の自由意志であり、また、いつ調査を撤回してもいかなる不利益を生じないこと、さらに、回答したくない項目があれば無理に回答する必要のないことを研究協力者へ依頼書又は質問紙の表紙へ明記する。

○回答データはすべて統計的に処理し、個人が特定される形で結果を報告しないことを依頼書及び質問紙の表紙へ明記する。

○回収された質問紙を集計した電子データは、アクセス権限がかかる特定の電子フォルダに保存した上で、研究終了後、一定期間経過後に破棄する。

○記入済みの質問紙は、施錠できるロッカーで厳重に保管した上で、研究終了後、一定期間経過後にシュレッダーで裁断の上、責任を持って粉碎・破棄する。

## ②研究等の対象となる個人に理解を求め同意を得る方法

○研究協力機関(大学)への依頼は、研究実施者が研究協力機関向け依頼書、質問紙見本を学長へ手渡し、書面及び口頭による説明を行い、調査協力の承諾書を得ると共に、研究協力の意思は承諾書に署名を得ることによって確認する(各大学の方針に則る。学科長等への説明が想定される)。

○調査依頼時における該当講義担当者に対しても、依頼書、質問紙見本を配布し説明を実施し、実際の調査時は研究実施者から研究協力者に質問紙を配布してもらい、質問紙への記入をもって調査の同意を得たものとする。回答した調査票に対しては、その場で研究実施者が回収する。